第25期 新潟市文化財保護審議会 第1回会議 次第

令和4年3月 書面開催

1 議事

(1)会長・副会長の選出

<報告事項>

- (1) 新遺跡「角田浜妙光寺山古墳」の発見について
- (2) 名勝旧齋藤氏別邸庭園保存整備事業の進捗状況について
- (3) 重要文化財旧笹川家住宅耐震診断結果について
- (4) 天然記念物鳥屋野逆ダケの藪の開花状況について
- (5) 市外に寄贈された文化財の取扱について
- (6) 近年の新潟市文化財保護調査事業費補助金の実績について
- (7) 新規登録された国登録有形文化財について

2 その他

(1) 絵画の新規指定の方向性について

会長・副会長の選出について

第25期新潟市文化財保護審議会委員一覧(五十音順)

※第 25 期任期: 令和 2 年 6 月 1 日~令和 4 年 5 月 31 日

氏名	肩書	専門分野等	委嘱年月日
_{あさくら ゆうこ} 浅倉 有子	上越教育大学大学院 学校教育研究科教授	有形文化財 (歴史資料[近世史])	R2. 6. 1
いわた たかこ 岩田 多佳子	新潟市芸術文化振興財団嘱託	有形文化財 (絵画・美術工芸品)	H20. 6. 1
おだ せっこ 小田 節子	元新潟市立内野中学校教諭	無形民俗文化財 (邦楽)	H22. 6. 1
かがや まり 加賀谷 真梨	新潟大学人文学部准教授	有形・無形民俗文化財	H28. 6. 1
くりた ひろし 栗田 裕司	新潟大学理学部准教授	記念物 (地質鉱物・石油地質)	H26. 6. 1
くろの ひろやす 黒野 弘靖	新潟大学工学部准教授	有形文化財 (建造物)	H28. 6. 1
*** *********************************	奈良大学名誉教授	記念物(史跡) 有形文化財(考古資料)	R2. 6. 1
中村 元	新潟大学人文学部准教授	有形文化財 (歴史資料[近現代史])	H30. 6. 1
まつおか 〈 み こ 松岡 久美子	近畿大学文芸学部准教授	有形文化財 (彫刻・美術工芸品)	H26. 6. 1
森田 龍義	新潟大学名誉教授	記念物 (植物)	H24. 6. 1
やまざき まさこ 山﨑 誠子	日本大学短期大学部准教授	記念物(名勝)	H28. 6. 1

1 会長・副会長の選出

新潟市文化財保護条例第 15 条の規定により、審議会には会長及び副会長を各 1 人置き、委員の互選によってこれを定めるということになっている。

今回は書面開催のため、事務局から以下のように提案。

会 長:森田龍義 委員

副会長:坂井秀弥 委員

※上記事務局案について別紙に承認・非承認をご記入ください。

新遺跡「角田浜妙光寺山古墳」の発見について

古墳の概要について

所在地:西蒲区角田浜字御坊沢 934 ほか

現 況:山林 佐渡弥彦米山国定公園に指定

土 地:民有地

種 別:古墳(前方後円墳)

時代:古墳時代前期(4世紀前半頃)

立 地:角田山北側の角田浜に面する尾根上 標高約 115m

規 模:全長49m

新潟県遺跡台帳登録日 令和4年2月18日(文化財保護法の定める「周知の埋蔵文化財包蔵地」) 解説:

発見に至る直接の契機は、岡山県倉敷市埋蔵文化財センターの藤原好二氏が国土地理院の傾斜 量図を用いて前方後円墳らしき地形を発見し、その情報が岡山県作陽短期大学の澤田秀実氏を経 由し、橋本博文新潟大学名誉教授(以下「橋本名誉教授」という。)へ伝えられたことによる。そ の後橋本名誉教授を中心とする調査団により、令和2年4月から11月に断続的に測量調査等現地 調査を実施し、古墳であることが確認された。

発見により以下のことが判明している。

- ①日本海側最北の前方後円墳は西蒲区竹野町の菖蒲塚古墳(あやめづかこふん)であったが、本古墳がこれに代わった。
- ②県域最大の前方後円墳は全長 54mの菖蒲塚古墳であるが、本古墳の全長はこれに次ぐ第 2 位となる。
- ③本古墳は菖蒲塚古墳よりも古いと考えられ4世紀前半頃と推測される。

古墳の名称は、橋本新潟大学名誉教授から提案を受け、古墳が日本海に面した丘陵上に立地 するという特徴から、大字の「角田浜」と古地名の「妙光寺山」を合わせて名称とした。

妙光寺山は江戸時代(元禄 5(1692)年)作成の「角田妙光寺願正寺争論絵図」に記されており、当時古墳が所在する丘陵部を「妙光寺山」と呼んでいたことが分かり、この古墳の所在地を示す名称にふさわしいことから採用した。

名勝旧齋藤氏別邸庭園保存整備事業の進捗状況について

1 保存整備事業の進捗について

事業については平成30年度より国庫補助事業として実施〔事業費の50%補助〕。

<これまでの主な事業内容>

	•『名勝旧齋藤氏別邸庭園整備基本計画』策定	
平成 30 年度	1 石份口易際八月即庭图置開塞平月四』 水足	
	・マツクイムシ対策実施	
	・基本設計策定	
令和元年度	• 一部庭園実施設計策定	
	・一部庭園整備工事(竜安寺垣の更新)	
令和2年度	• 一部庭園実施設計策定	
	・一部庭園整備工事(名勝標柱設置、縦穴排水設置、景石洗浄、枯損イスノキ	
	抜根、苔移植、樹木枝下ろし、園路顕在化)	
令和3年度 (予定含む)	・一部庭園及び一部建造物実施設計策定	
	・一部庭園整備工事(張芝、樹勢診断、高木剪定、堆積土除去、土留め柵およ	
	びしがら柵設置、縦穴排水設置、斜面修復)	

※上記の他に、毎年度名勝旧齋藤氏別邸庭園保存整備検討委員会を実施

<「名勝旧齋藤氏別邸庭園保存整備検討委員会」委員>

氏	名	所属等	
栗野	隆	東京農業大学准教授、元旧齋藤氏別邸庭園保存活用計画検討委員会委員	委員長
金出き	チル	長岡造形大学非常勤講師、同上委員	
松本	・ 恵樹 春秋設計工房代表 (作庭者松本亀吉子孫)、同上アドバイザー		
山﨑	誠子	日本大学短期大学部准教授、新潟市文化財保護審議会委員	

アドバイザー: 文化庁文化財第二課名勝部門文化財調査官 青木達司

オブザーバー:新潟県教育庁文化行政課主任調査員 山崎忠良

<整備工事箇所の写真(一部)>













[旧齋藤氏別邸庭園関係参考資料]

旧齋藤氏別邸庭園の概要

種 別 記念物(名勝地関係)

名 称 旧齋藤氏別邸庭園 (※新潟市の施設名は「新潟市旧齋藤家別邸」)

所 在 地 新潟市中央区西大畑町 576 番 2 外 9 筆

対象範囲 新潟市 (所管:中央区役所地域課) が所有する施設「新潟市旧齋藤家別邸」のうち西側の駐車場を除いた範囲で面積は4,400.30 ㎡

指定年月日 平成 27 年 3 月 10 日 (文部科学省告示第 39 号)

説 明 新潟の豪商齋藤喜十郎(第4代)が、大正6(1917)年から同9(1920)年に砂丘地形を利用して造った別邸の池泉庭園。作庭には東京の渋沢栄一邸の作庭にも関わった東京根岸の庭師が携わった。砂丘の地形・植生に基づき、地元産の石材を多用するなど、風土色を生かした庭園として重要。

<庭園写真>

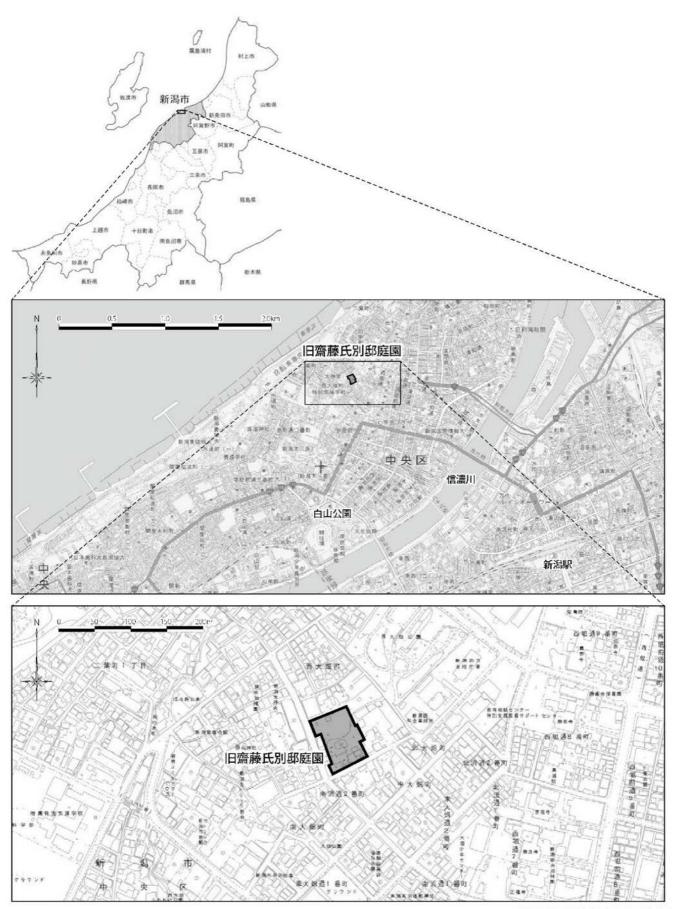




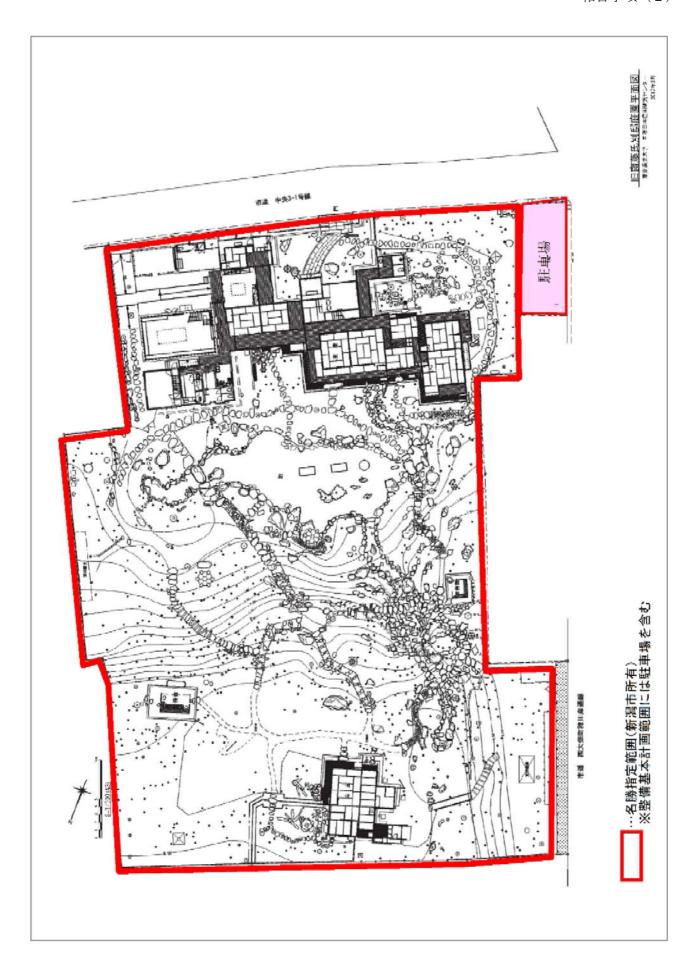








旧齋藤氏別邸庭園の位置



保存整備事業までの経緯

平成21年 敷地・建物を新潟市が公有化

平成22年 活用社会実験実施

水と土の芸術祭の会場として利用

平成23年 建物の耐震補強を含む整備工事実施

「旧齋藤家別邸整備活用計画」策定

※地域資源としての保存管理・活用等に関する基礎的計画書

平成24年 一般公開開始(指定管理者による管理運営 平成24年6月9日~)

平成25年 登録記念物(名勝地関係)へ登録 (3月27日)

「旧齋藤氏別邸庭園保存管理・整備基本計画報告書」策定

※今後の庭園の保存管理・整備の現状をふまえた内容・方法と登録記念物としての現状変更の取り扱い等に

ついて定めた

平成26年 庭園一部整備(平成26年度)

平成 27 年 名勝指定 (3 月 10 日)

平成29年 「名勝 旧齋藤氏別邸庭園保存活用計画」策定

※今後目指すべき庭園の将来像と保存、管理、整備、活用の方針を示す

平成30年 「名勝 旧齋藤氏別邸庭園整備基本計画」策定

※保存活用計画をふまえ今後必要となる整備の基本方針と計画内容を具体的に記したアクションプラン

令和元年 整備にかかる基本設計策定、その後基本設計に沿って順次実施設計を行い整備実施

※現時点では、令和8年整備工事完了見込

重要文化財旧笹川家住宅耐震診断結果について

1 耐震基礎診断の結果について

〔実施の理由〕

「重要文化財旧笹川家住宅保存活用計画」策定の際に、文化庁より居室部 2 階部分の耐震性能について指摘を受けたことから、補強の必要性を判断するために耐震基礎診断を実施した。

〔耐震基礎診断事業の内容〕

(1) 現地調査

構造目視調査、構造検討用実測調査

(2) 地盤調査

ボーリングを建物近傍で30m行い、標準貫入試験を行う。また、各建物の周囲でスウェーデン 式サウンディング試験を行い、表層の地層を確認する。

(3) 構造診断

実測調査で作成された構造図をもとに解析モデルを作成し、地震力および風圧力に対する構造検討を行い、建物の構造性能を確認する。

(4) 構造補強案策定

建物の保有する構造性能が、必要耐震性能に比べて不足する場合は、補強案の策定を行う。必要に応じて複数の補強案を策定する。

(5)報告書作成

上記の業務を取りまとめ、基礎診断書および報告書を作成する。

笹川家住宅耐震基礎診断 診断結果

実施期間 平成30年度から令和2年度(3か年)

診断結果 11棟のうち6棟について大地震動時に倒壊する危険性があることが判明

※大地震動: 当該敷地において想定される最大級の地震動

概要

棟名	必要耐震性能の 設定(A)	診断結果(B)	判定 (耐震補強の必要性)
①表座敷及び台所	安全確保	倒壊危険性	要
②居室部	安全確保	倒壊危険性	要
③表門	安全確保	倒壊危険性	要
④文庫	復旧可能	非倒壊	
⑤雑蔵	復旧可能	非倒壊	
⑥奥土蔵	安全確保	非倒壊	
⑦米蔵	安全確保	倒壊危険性	要
8飯米蔵	復旧可能	非倒壊	
⑨三戸前口土蔵	安全確保	倒壊危険性	要
⑩井戸小屋	安全確保	倒壊危険性	要
⑪外便所	安全確保	非倒壊	

〔用語説明〕

必要耐震性能の設定(A)

- 1)機能維持水準:大地震動時に機能が維持できる。
- 2) 安全確保水準: 大地震動時に倒壊しない。
- 3) 復旧可能水準: 大地震動時に倒壊の危険性があるが文化財として復旧できる。

診断結果(B)

- 1) 倒壊危険性: 大地震時の倒壊危険性
- 2) 非倒壊: 大地震動時の非倒壊
- 3)機能維持:大地震動時の機能維持

(文化庁 平成24年改正 重要文化財(建造物)耐震基礎診断実施要領より)



[地震に対する対処方針の作成]

診断結果を受けて文化庁より、直ちに公開を中止する必要はないものの、耐震補強を行うまでの暫定的な人的安全性確保・維持管理等の方策を定めた「地震に対する対処方針」を作成し、運用するよう指示を受け、令和3年度に対処方針を作成。

2 今後の予定

旧笹川家住宅を重要文化財として保存するとともに、地域の歴史を学ぶ場、地域活性化の拠点として活用を図るために、保存整備事業の実施を目指し、これまでに保存活用計画を策定し、耐震基礎診断を実施した。

今後は事業化に向けて事業内容を具体化するため、令和 4 年度より建物の破損状況の把握等の予備調査を実施し、関係課及び文化庁と修理方針の検討を行い、令和 5 年度末頃に整備基本計画(修理・補強計画、防災設備整備改修計画、環境整備計画、公開活用計画、事業費概算等)を策定する予定である。

[旧笹川家住宅参考資料]

旧笹川家住宅の概要

種 別 重要文化財(建造物)

名 称 旧笹川家住宅

所 在 地 新潟県新潟市南区味方 216 番地

所有者 新潟市

文化財の構成 建造物 11 棟、宅地及び墳墓地(堀、土塁、板塀、裏門、庭塀を含む)、棟札 建築年代 表門:寛政 11 (1799) 年頃、表座敷:文政 9 (1826) 年、ほか江戸時代後期~大正時代 指定年月日 昭和 29 年 3 月 20 日

説 明 村上藩領の味方組 8 か村を統括した大庄屋笹川家が江戸時代後期に建築した庄屋住宅及び 土蔵等。表座敷は大庄屋として公務を執り行う役所であり、式台付きの玄関など藩役人をも てなす接客空間としての意匠的な特徴がみられ、茅葺の表門や屋敷地を取り囲む堀、庭園等 と一体となって役宅としての格式を示している。また、複数の蔵が残るなど、豪農の屋敷構 えを今に伝えている。

[写真]







表座敷



土蔵群



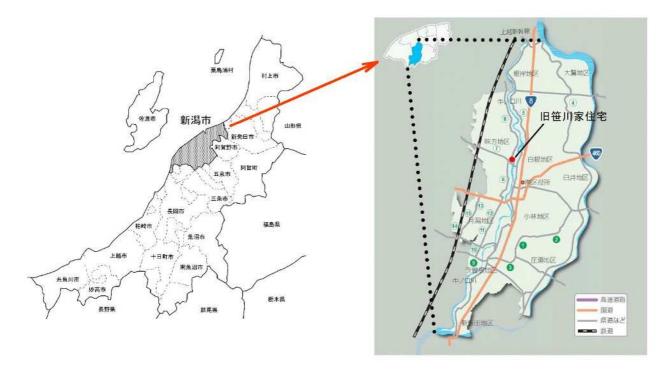
表座敷内部

重要文化財 旧笹川家住宅 位置図

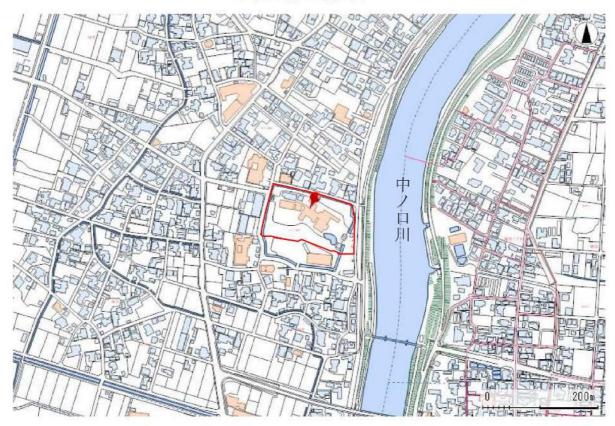
[重要文化財旧笹川家住宅の所在地 新潟県新潟市南区味方216番地]

新潟県における新潟市の位置

南区 (新潟市における南区の位置)



旧笹川家住宅周辺図



旧笹川家住宅保存整備の経過

昭和 29 年	表座敷、居室部、表門、文庫、雑蔵、奥土蔵が重要文化財に指定
昭和 45 年	旧味方村が国・県の補助を受けて公有化、公開開始
昭和 53 年	米蔵、飯米蔵、宅地及び墳墓地が追加指定
平成 17 年	市町村合併により新潟市所有となる
平成 22 年度	耐震予備診断 (所有者の自己診断) 実施→「構造的に健全」と診断
平成 25・26 年度	特色ある区づくり事業「笹川邸魅力再発見プロジェクト」実施(笹川
	邸観光 PR 開発実行委員会立ち上げ)
平成 27 年 3 月	笹川邸観光 PR 開発実行委員会より提言書の提出あり
	「保存活用のための計画を早期に策定するべき」との提言を受ける
平成 29 年 3 月 31 日	「重要文化財旧笹川家住宅保存活用計画」策定
平成30年度~令和2年度	耐震基礎診断実施→6 棟が耐震性能不足と判定される
令和3年度	耐震補強を含む保存整備事業実施に向けた庁内協議開始
令和4年度~	「(仮) 重要文化財旧笹川家住宅整備基本計画」 策定予定

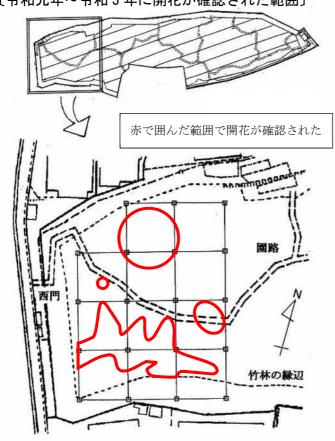
天然記念物鳥屋野逆ダケの藪の開花状況について

1 開花現象について

[概要]

第24期文化財保護審議会第2回会議で報告した鳥屋野逆ダケの藪におけるハチクの開花現象について、その後の経過を報告する。ハチクの開花は珍しい現象であり、開花後に竹林全体が枯死する事例も報告されていることから、森田委員に調査を依頼し、『令和元年度新潟市文化財調査概要』において報告を行った。今回は、その後の調査も含め、令和3年度までに分かったことを報告する。

[令和元年~令和3年に開花が確認された範囲]



〔開花状況の写真〕



ハチクの花 (令和元年撮影)



園路北西部における再生竹の開花 (令和2年撮影)



園路沿いにおける林冠竹の開花 (令和元年撮影)



園路南西部における林冠竹の開花 (令和元年撮影)

〔ハチクの開花状況〕

令和元年	5月上旬、園路北西部及び南西部で林冠竹(林冠に達した稈)、林冠未到達の竹、及び
(2019)	再生竹(径が細く地表面に匍匐する竹)の一部が開花していることを確認。
	いずれの開花竹も逆ダケの様態は示していない。また、結実は確認されなかった。
令和2年	5月末、園路南西部で前年開花が見られた林冠竹、林冠未到達の竹、再生竹の一部が
(2020)	再度開花しているのが確認された。
	6月上旬、園路北西部で前年未開花の再生竹の開花が確認された。
	いずれの開花竹も逆ダケの様態は示していない。また、結実は確認されなかった。
令和3年	6月上旬、園路北西部で、前年開花した再生竹の全個体が再度開花しているのが確認
(2021)	された。また、前年に再生竹の開花が見られた範囲で、別個体(再生竹)の新規開花
	が確認された(新規開花した再生竹は、前年に開花したものと比べて小形)。
	同時期、園路南西部においては、前年開花した再生竹の大部分が枯死し、少数の個体
	のみ再度開花が確認された。また、少数の別個体 (再生竹) の新規開花が確認された。
	いずれの開花竹も逆ダケの様態は示していない。また、結実は確認されなかった。
	林冠竹の開花はみられなかった。

[令和3年までの開花状況の考察](森田委員より)

園路北西部における開花について

- ① 林冠竹の開花は、すべて令和元年に起こったと考えられる。
- ② 林冠竹開花の翌年(令和2年)に開花し、令和3年に再び開花した再生竹は、令和元年に出現したと考えられる。再生竹の寿命を2年余と仮定すると、令和4年6月までには枯死すると予想される。
- ③ 林冠竹開花の2年後(令和3年)においても新規の開花再生竹が生じたが、これらは令和2年に出現したものと考えられ、令和4年に再び開花すると予想される。

園路南西部における開花について

- ① 林冠竹は、初めて開花が確認された令和元年だけでなく、その前年平成30(2018)年にも開花していたと考えられる。
- ② 令和2年に開花し令和3年7月までに枯死した再生竹は、平成30年開花の林冠竹由来で、平成30年に出現し令和元年に開花したが、気づかれなかったものと考えられる。
- ③ 令和2年に開花し令和3年に再び開花した再生竹には、平成30年と令和元年の開花林冠竹由来のものが含まれる可能性がある。これらは、令和4年7月までには枯死すると予想される。
- ④ 令和3年の新規開花再生竹は令和元年開花の林冠竹由来とみなされ、令和4年に再び開花すると 予想される。

2 今後について

近年の全国的なハチクの開花報告や、研究者の予測から、開花現象は今後数年間続くことが予想される ため、今後も鳥屋野一丁目自治会と協力して経過観察を継続する。

「鳥屋野逆ダケの藪参考資料]

鳥屋野逆ダケの藪の概要

種 別 記念物 (天然記念物)

名 称 鳥屋野逆ダケの藪

所 在 地 新潟県新潟市中央区鳥屋野1丁目1564番地2ほか

所有者 新潟市 他

対象範囲 新潟市施設「天然記念物鳥屋野逆ダケの藪」及び個人所有地(公簿面積9,345 m²)

指定年月日 大正 11 (1922) 年 10 月 12 日

説 明 鳥屋野逆ダケの藪 (とやのさかさだけのやぶ) は、新潟市中央区鳥屋野にある竹藪である。ここに生育するハチク (淡竹) に、枝が枝垂れ状となり下方に屈曲する畸態 (奇態=きたい)が多く見られることから、貴重な畸態植物を生ずる竹藪として国の天然記念物に指定された。鎌倉時代初期に親鸞聖人が鳥屋野の地で布教していたとき、持っていた竹の杖を地面に挿したところ、根付いて枝葉が逆さに生えたという伝承があり、越後七不思議の一つに数えられている。享和 3 (1803) 年『二十四輩図会』にも「逆竹乃藪」が描かれ、江戸時代から著名な竹藪であった。

鳥屋野逆ダケの藪を保護・整備し、貴重な文化財として活用していくため、平成 16 年度に「天然記念物鳥屋野逆ダケの藪保存管理計画」を策定し、平成 18 年度に指定地の大部分を公有地化して整備を進め、平成 21 年度から新たに公開を開始した。

[所在の場所]



[写真]



航空写真 (平成 15 年撮影)



逆ダケの個体 平成 22 年撮影

市外に寄贈された文化財の取扱について

1 概要

- (1) 令和元年11月、市指定有形文化財「布目遺跡出土尖底深鉢形土器」(考古資料)が従来の所有者から東京国立博物館(以下「東博」)に寄贈され、文化財の市外転出が確定。
- (2) 当該文化財は本市域内の遺跡で出土し、本市の歴史上価値の高いものであることから、引き続き市指定として取扱いたい。

※新潟市文化財保護条例

第4条 教育委員会は、前条の規定により指定した市文化財が次の各号の一に該当するときは、その指定を解除することができる。

(2) 市文化財が市の区域内に所在しなくなつたとき。

2 対象文化財について

(1) 指定内容等

名称: 布目遺跡出土尖底深鉢形土器(ぬのめいせきしゅつどせんていふかばちがたどき)

指定:新潟市指定[旧巻町指定]

区分:有形文化財 / 種別:考古資料 / 員数:1個

指定年月日:昭和38年3月30日

所在地:(変更前)東京都台東区上野公園13-9(東京国立博物館へ寄託)

(変更後) 東京都台東区上野公園 13-9 (東京国立博物館)

所有者:(変更前)個人

(変更後) 東京国立博物館

(2) 指定文化財について

布目遺跡は西蒲区布目集落付近の砂丘上に立地する縄文時代前期初頭の集落跡。市域の最古期の居住地のひとつ。指定の尖底深鉢形土器は昭和20年代に同遺跡から発見されたもの。文様等の特徴から類似資料は山形・福島・宮城県などにも分布し、東北的な色彩の強い「羽状縄文土器群」の典型例と位置づけられる。

布目遺跡ではこのほか丸底や平底の深鉢も出土、一括して「布目式土器」と呼ばれ、当時の本地域を代表する土器型式として知られる。

3 現在に至る経緯について

- (1) 当該土器は地元在住の考古学研究者である上原甲子郎氏が取得、他の収集資料群と ともに所蔵。
- (2)上原氏逝去(1976年)後、資料群は遺族が継承・管理。布目遺跡出土土器は新潟県指定文化財「伝菖蒲塚古墳出土鼉龍鏡」(※詳細別紙)などとともに東博に寄託。
- (3) 令和元年、遺族は寄託物件を東博に寄贈、同館はこれを受領する。

|4 参考

同時に東博に寄贈された県指定文化財「伝菖蒲塚古墳出土鼉龍鏡」については指定維持の方針(新潟県教育庁に確認済み)

【当該文化財写真】



布目遺跡出土尖底深鉢形土器

【参考】

「伝菖蒲塚古墳出土鼉龍鏡(でんあやめづかこふんしゅつどだりゅうきょう)」について

指定:新潟県指定[旧巻町時代に指定]

区分:有形文化財 / 種別:考古資料 / 員数:1面

指定年月日:昭和37年3月29日

いる。

解説:江戸時代に菖蒲塚古墳(国指定史跡・前方後円墳・古墳時代前期 西蒲区福井) の後円部から出土したと伝えられる青銅製の鏡。

面径 24.3 センチメートル。背面の文様は鮮明で、正面を向き頭を鈕の方向に向けた神像が描かれ、単頭双胴怪獣文といわれる鼉龍鏡に特徴的な図形が形成されて

文様展開等の特徴は、この鏡が鼉龍鏡 とよばれる国産鏡の中でも比較的初期の 段階に作られたことを示しており、製作 年代は4世紀後半頃と推定される。

※鼉龍:古代中国の想像上の生物で、ワニの一種とも。形は龍のごとく、聲は皷(つづみ)を打つ音に似、長さ一丈あまり。よく気を吐き、雲を成し、雨を致すという。



伝菖蒲塚古墳出土鼉龍鏡

近年の新潟市文化財保護調査事業費補助金の実績について

<令和元年度>

事業名称 新潟市指定文化財「行人塚の大欅」樹勢維持事業

補助事業者 島方集落会長 湯川勝茂

補助対象経費 165,000 円

補助額82,000円(補助対象経費の50%※千円未満切捨)

事業期間 令和2年3月23日~3月31日

事業概要

当該文化財は高木・老木であり、枝張りは広く、複数の支え木で枝を支えている状態であるが、 支え木と枝の結束部にゆるみが生じていた。支え木が失われると枝の折損を引き起こすため、今後 の樹勢維持のために枝を支えている支え木のうち、ゆるみが生じている部分の再固定を行った。





<令和2年度>

事業名称 新潟市指定文化財「山口家の大たぶの木」樹勢回復事業

補助事業者 山口 樹 補助対象経費 115,500円

補 助 額 57,000円(補助対象経費の50% ※千円未満切捨)

事業期間 令和2年11月21日~12月21日

事業概要

「山口家の大たぶの木」は西蒲区山口新田にある推定樹齢 200 年のタブノキである。高さが約 15m、幹の周りが 3mあり、平場地帯でこれほど大きなタブノキは珍しいといわれている。

幹にキノコが生えるなど木材腐朽菌の繁殖がみとめられ、適切な処置を行わなければ枯死する おそれがあったため、樹勢回復を目的として、地面に穴をあけ中に牛糞と遅効性固形肥料を混ぜ込 む方法で土壌改良を行った。





新規登録された国登録有形文化財について

1 新規登録の概要

名称及び員数 旧片桐家住宅主屋・土蔵 2棟

登録年月日 令和3年2月4日

登 録 番 号 主屋:第15-0531号 土蔵:第15-0532号

所 在 地 新潟市中央区上大川前通十二番町 2742

建 設 年 代 主屋:明治35年 土蔵:明治前期

構造・形式等 主屋:木造平屋建、瓦葺一部金属板葺、建築面積 196 m²

土蔵:土蔵造2階建、瓦葺、建築面積37 m²

登録理由 国土の歴史的景観に寄与しているもの

図版・所見 長岡造形大学 建築・環境デザイン学科 教授 平山育男

沿革と建物の特徴

片桐家は、初代の寅吉が明治 18 (1885) 年に片桐鮮魚問屋を東堀通十一番町に設けたことに始まり、明治 20 (1887) 年代中頃からは沿海州へ買魚に出たという。2 代目寅吉は明治 37 (1904) 年に問屋を株式会社新潟鮮魚問屋へ改組し、佐渡と岩舟でマグロ定置網も経営し、ロシア領水産組合新潟支部副支部長も務め、大正時代には、新潟の北洋漁業家では最大規模の汽船を導入した。3 代目は昭和 12 (1937) 年に会社を新潟中央水産市場株式会社と改め、これが現在に続くものとなっている。

旧片桐家住宅の敷地は上大川前通に東面しており、敷地の間口は 20m程、奥行は 25mとなっている。この敷地の上大川前通に面して主屋が配され、背面に土蔵が建つ。建物は周囲の景観にもよく馴染み、平面構成や雲筋違などの構法は地域における伝統的な技術を伝承するものとなっている。

主屋は上大川前通に面した正面を寄棟造、背面を切妻造とする桟瓦葺妻入の形式で、木造平屋建とする。規模は、間口となる梁行が5間半で11.3m、奥行きとなる桁行が8間半で18.2mとなる。

土蔵は東面となる桁行中央に入口を開く。土戸となる開き戸の内側に土戸、板戸、網戸の引き戸を立てる。1階は1室で、南側の中程に階段を配し、南、西、北の3方に棚を設ける。2階も1室で、北側壁面に沿って押入を設ける。



旧片桐家住宅 主屋外観(南東から)



旧片桐家住宅 土蔵外観(南から)